

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 (令和 6 年度一部変更)
計画主体	喜多方市

喜多方市 鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 市民部 市民生活課
所在地 喜多方市字御清水東 7244 番地 2
電話番号 0241-24-5261
FAX番号 0241-22-9571
メールアドレス shisei@city.kitakata.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、カワウ、カラス
計画期間	令和5年度～令和8年度
対象地域	喜多方市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	野菜類	小計 189.27 千円 0.04 ha
	いも類	
イノシシ	稲	小計 595.55 千円 0.74 ha
	雑穀	
	果樹類	
	野菜類	
	いも類	
ツキノワグマ	稲	小計 248.75 千円 1.38 ha
	雑穀	
	野菜類	
ニホンジカ	—	小計 0 千円 0.0 ha
カワウ※	—	小計 0 千円 0.0 kg
カラス	野菜類	小計 49.68 千円 0.02 ha
		農作物 合計 1,083.24千円 2.17 ha
		水産物 合計 0 千円 0.0kg
		全体合計 1,083.24千円 2.17 ha 0.0kg

※令和2年度の生息調査において市内の繁殖地が消滅し以降繁殖地への飛来羽数が0羽となったことから、福島県水産課が示す被害金額の算定方法(数式)による被害の推計が0千円となった。

(2) 被害の傾向

○ニホンザル

熱塩加納地域や山都地域及び高郷地域の山間部において、7群約300頭の生息を確認しているが、近隣の西会津町や北塩原村、飯豊町と隣接する山中にも未確認の群れが数群生息していると考えられる。

4月から11月頃にかけて、スイートコーンやかぼちゃ等の農作物への被害や、自家消費用の柿等の果樹の被害が出ている。

平成30年頃までは、百数十万円程度の農作物被害が発生していたが、電気柵の設置や追払いを実施する住民が増加したことにより、近年は十数万円程度の被害にとどまっている。

一方で、新たに群が出没するようになった集落では、対策が十分に施されず被害が増加する傾向にあり、一部の群では住宅の庭や屋根等への出没もみられることから、生活環境被害や人身被害も危惧される。

○イノシシ

平成21年頃から一部地域で目撃情報があり、平成28年度には市内全域の山間部において目撃・被害が確認されるようになった。

4月から11月にかけて畦畔及び農地の掘り起こしや、水稻やそば等の農作物被害があり、一度に大規模な被害を発生させる場合がある。

平成28年度から被害金額及び被害面積、出没地域が増加し続け、令和2年度には過去最大の被害額となる674万円の被害が発生した。

令和4年度には、電気柵による対策が市内に普及し、対策実施済み農地が増加したことによって、被害金額は59.6万円と令和3年度に引き続き減少傾向が続いている。

なお、日中や市街地等でも目撃情報があることから、人身被害も危惧される。

○ツキノワグマ

市街地等の平坦部を除く市内全域に生息しており、6月頃からスイートコーンやスイカ等の夏野菜の被害が発生し、その後、水稻、そば等の農作物被害や、自家消費用の柿等の果樹の被害が11月頃まで発生している。

山間部の集落等、ツキノワグマの生息域と人間の生活圏が混在している地域で出没が多くみられ、また、河川敷等の藪を利用し、山林から離れた平坦部の集落への出没もみられる。

近年の特徴として、これまで出没の見られなかった市街地等の人口密集地での出没が発生するようになってきており、集落や市街地等の人里における、ツキノワグマが出没しにくい環境づくりの対策推進が急務となっている。

○ニホンジカ

これまで、市内での生息が確認されていなかった獣種であるが、令和元年度、令和2年度に水稻苗の食害が発生しており、センサーカメラによる調査において群が撮影されたことから、市内に定着し繁殖しているとみられ、今後被害の拡大が危惧される。

○カワウ

令和2年度まで市内の山都町三津合地区に営巣地(三津合コロニー)があり、阿賀川流域を中心に、4月から11月にかけて漁業被害を発生させていたが、営巣木の枯死・倒木や、営巣地での試験銃猟の影響により個体数が減少し、同年に同営巣地は消滅した。

一方で、他市町村の営巣地で繁殖したとみられる個体が、市内の河川に飛来するケースはあり、それらが魚類を捕食しているとみられる。

また、一度消滅した営巣地の近隣で、将来的に新たな営巣地が形成される可能性もあるため、生息状況を注視していく必要がある。

○カラス

年により増減はあるものの、4月から11月にかけて農作物被害が発生しているのに加え、通年、市内全域でゴミ集積所での生ゴミの散乱及びねぐら付近での糞害による生活環境被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

ニホンザル

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
被害金額	189.27千円	160.88千円
被害面積	0.04 ha	0.03 ha

イノシシ

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
被害金額	595.55千円	506.22千円
被害面積	0.74 ha	0.63 ha

ツキノワグマ

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和8年度)
被害金額	248.75千円	211.44千円
被害面積	1.38 ha	1.17 ha

ニホンジカ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	0.00 ha	0.00 ha

カワウ

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	0千円	0千円
被害面積	—	—

カラス

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	49.68千円	42.23千円
被害面積	0.02 ha	0.02 ha

※喜多方市が構成機関となっている会津北部地域鳥獣被害防止計画との整合性を図るため、目標値は現状値のマイナス15%としている。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①ツキノワグマ、カラスについて緊急時またはやむを得ない場合のみ、市鳥獣被害対策実施隊による銃器又は箱わなによる有害捕獲を実施。</p> <p>②喜多方市ニホンザル管理事業実施計画を策定し、モニタリング調査に基づき個体数調整捕獲を実施。</p> <p>③喜多方市イノシシ管理事業実施計画・喜多方市ニホンジカ管理事業実施計画を策定し、個体数調整捕獲を実施。</p>	<p>①有害捕獲は被害を食い止める根本的な対策ではないため、被害が発生しにくい環境づくりと並行して捕獲活動を行う必要がある。</p> <p>②ニホンザルにおいては、銃器による無計画な駆除が群の分裂を引き起こし、被害を増加させる恐れがあるため、継続的なモニタリング調査のもと、箱わな等による適切な捕獲を実施する必要がある。</p> <p>③イノシシ及びニホンジカの捕獲に使用するくくりわなにツキノワグマが錯誤捕獲された場合、実施隊員及び職員の人身被害発生の危険が想定される。錯誤捕獲の防止と適切な対応に努めるため、研修等で技術研鑽の必要がある。</p>

	<p>④狩猟免許取得者の増加を目的とした、免許取得経費の助成。</p> <p>⑤ICT 捕獲管理システムを活用した捕獲の効率化。</p>	<p>④実施隊員の高齢化により、今後隊員が不足する可能性があるため、若年層の隊員の確保が必要である。</p> <p>⑤電波状況によって設置場所が制限されることや誤作動・故障等に対処する必要があるため適切な維持管理が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>①電気柵の購入補助事業及び貸出事業により電気柵の普及促進と設置、維持管理技術の指導を実施。</p>	<p>①集団や集落で共同で電気柵を設置する際の合意形成や維持管理について、住民間の協力体制構築のための支援をしていく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>①伐採支援事業の整備により、ツキノワグマやニホンザルなどを集落や人里に引き寄せてしまう柿・栗等の未利用果樹の伐採を推進し、野生動物が出没しにくい集落環境の整備を推進。</p> <p>②市鳥獣対策専門員により被害地区に対する被害防止のための講習会等を開催し、技術的指導を行うとともに、被害発生地区ごとに集落環境診断を実施し、集落ぐるみで行う対策実施にむけた合意形成や対策内容の検討、対策を実施する際の技術的助言など、地域住民が行う被害を未然に防止するための活動の支援を実施。</p> <p>③集落や人里に鳥獣が出没しにくい環境づくりを推進するため、未利用果樹の伐採や電気柵による被害防除等の被害対策に関するチラシやマニュアル類の作成及び配布を実施。</p>	<p>①伐採等の実施は所有者の同意を得る必要があるため、被害地区内での合意形成を図っていく必要がある。</p> <p>②被害対策の専門的知識及び技術を有する技術者である鳥獣対策専門員の継続的な配置と後継者の育成を図っていく必要がある。</p> <p>③農業者等だけでなく、市民ひとりひとりが鳥獣被害を他人事ではなく自分事として捉え、被害対策の必要性を認識できるよう、普及啓発の機会を設け、地域全体の対策意識の醸成を行っていく必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

被害を及ぼす鳥獣に対して、被害防除、生息環境管理、個体数管理の3つの対策に総合的に取り組み、鳥獣が出没しにくい地域環境を整備していく。

○ニホンザル

モニタリング調査により各群れの管理方針を明確にし、鳥獣対策専門員等による助言、指導のもと、柿・栗等の誘引木の除去及び適正管理、花火による追払いや電気柵の設置等の被害対策を自立的に実施できる体制づくりを推進する。モニタリング調査の重要性が認識されないまま無差別な捕獲を行った結果、群の分裂が発生し、被害を拡大させてしまった他地域の事例もあることから計画的な個体数調整捕獲により、群のバランスを保ちつつ各群れを適切に管理する。

さらに、隣接市町村を横断的に利用している群については、隣接市町村間（会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会）で情報の共有を図り、個体数管理及び発信機の装着、追い払い等で連携し、広域的な被害対策を推進していく。

○イノシシ

近年の被害は、対策の実施によって減少傾向にあるものの、市内で初めて被害が確認された平成28年度から、過去最大の被害額を記録した令和2年度までの短期間の間に急速に被害が増加したことを踏まえ、積極的かつ継続的に被害対策を講じていく必要がある。

特に、市内における電気柵の設置による農地への侵入防止対策は大きな効果を発揮していることから、引き続き電気柵の導入を推進していくとともに、個体数調整捕獲による捕獲により個体数の抑制を図っていく。

○ツキノワグマ

近年は、出没や被害の発生場所が、山際の集落から平地の集落へ、市街地へと人里付近へ移行している傾向があり、人身被害等の発生リスクを減少させるための早急かつ実効的な対策が必要である。

鳥獣が集落等の人里に出没する理由の主たるものが、エサとなる農作物や柿や栗などの未利用果樹を求めてのものであるため、電気柵の導入や未利用果樹の伐採を推進し、クマが出没しにくい環境を整備していく。

なお、捕獲については、やむを得ない場合に限り有害捕獲を実施するが、わなの設置によりクマを人里付近に誘引し、より危険な状況を作ってしまう可能性もあるため、現場の状況を踏まえ慎重に判断する。

また、市街地等への出没等の緊急事態発生の際は、独自に作成した「市ツキノワグマ等市街地等出没緊急対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携しながら迅速な対応を行い、人身被害の発生防止及び被害軽減に努める。

○ニホンジカ

近年の農作物被害は極小規模であるが、目撃や捕獲頭数が増加傾向にあることから、市内における個体数も増加していると予想される。

今後、個体数増加に伴い被害規模も増大していくことが予想されるため、被害が拡大する前に被害防止にむけた準備を行っていく必要がある。

一方で、被害が発生していないか、極小規模しかない状況では、対策に取り組む住民の意識が低いことが予想されるため、学習会や広報・チラシ等とおして、被害の現状を周知し、対策意識の醸成に努めていく。

併せて、年間をとおした個体数調整捕獲の実施により個体数の抑制を図っていく。

○カワウ

カワウが飛来する河川周辺において銃器による個体数調整捕獲を実施し、カワウの生息数の抑制を図っていく。

○カラス

農作物やゴミ集積所等の誘引物の管理及び防鳥ネットによる防除、花火等による追払いを啓発するとともに、被害が発生した際は、状況により箱わな及び銃器による捕獲を実施する。ただし、捕獲実施場所は、見通しの確保や周辺建造物の有無等を十分に考慮し安全への配慮を徹底する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害防止特措法に基づき、福島県猟友会喜多方支部会員を市長が喜多方市鳥獣被害対策実施隊員として任命する。実施隊員は、本計画に基づき防除対策及び捕獲活動に従事する。

被害が発生した場合の捕獲は、「鳥獣保護管理法」及び「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市鳥獣被害対策実施隊との連携を図りながら実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～8 年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カワウ カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 鳥獣被害対策専門員等による生息状況調査及び調査に基づく捕獲の実施。・ ニホンザルへの発信機の装着。・ ICT等の先進技術を用いた捕獲の効率化・ 捕獲従事者に対する捕獲技術の向上を目的とした講習会の開催。・ 新規狩猟免許取得者への取得経費補助支援。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準とする。 捕獲計画頭数は各年度 82 頭			
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準とする。 捕獲計画頭数は各年度 250 頭			
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準とする。 過去3年間の有害捕獲実績の平均値(55頭)に基づき、捕獲目安頭数は各年度 60 頭程度とする。 ※個体数調整対象種ではないため「計画」ではなく「目安」と標記した。			
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準とする。 捕獲計画頭数は各年度 100 頭			
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準とする。			
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準とする。			

捕獲等の取組内容
◇ニホンザル 捕獲方法：原則箱わなによる(止め刺し時は銃器を使用)。 捕獲期間：通年、ただし被害が多発する4月～11月に重点的に実施。 捕獲場所：市内全域。 実施内容：モニタリング調査結果を基に、各群れごとに捕獲計画頭数を定め、計画に基づき適切な捕獲を実施する。群れの分裂を誘発し

被害を増加させる恐れのある、銃器による直接射撃は原則として行わない(やむを得ない理由により直接射撃を実施する場合は、鳥獣被害対策専門員等の立会いのもと慎重に行うものとする)。

◇イノシシ

捕獲方法：箱わな、くくりわな 及び銃器による。

捕獲期間：通年、ただし被害が多発する4月～11月に、わなでの捕獲を重点的に実施し、わなの使用が難しい積雪期には銃器による捕獲を重点的に実施する。

捕獲場所：市内全域。

実施内容：被害の多い集落等の周辺の個体を積極的に捕獲するものとする。また、ツキノワグマ等が錯誤捕獲されることも想定し、周辺住民に危険がおよばぬよう安全管理を徹底する。

◇ツキノワグマ

捕獲方法：箱わな及び銃器による。

捕獲期間：随時

捕獲場所：農作物被害等が発生した地域、または人的被害の発生が予想される地域。

実施内容：被害防除対策を講じてもなお被害が継続する場合または、人的被害の恐れがある場合に実施する。

◇ニホンジカ

捕獲方法：箱わな、くくりわな 及び銃器による。

捕獲期間：通年、ただし4月から11月に、わなでの捕獲を重点的に実施し、わなの使用が難しい積雪期には銃器による捕獲を重点的に実施する。

捕獲場所：市内全域

実施内容：目撃情報の多い地域で重点的に実施するものとする。また、ツキノワグマ等が錯誤捕獲されることも想定し、周辺住民に危険がおよばぬよう安全管理を徹底する。

◇カワウ

捕獲方法：銃器による。

捕獲期間：通年

捕獲場所：市内の河川周辺

実施内容：銃器による一斉捕獲を実施する。ただし、実施場所については、見通しの確保や周辺構造物の有無等を十分に考慮し、安全が確保された場合にのみ実施する。

◇カラス

捕獲方法：箱わな及び銃器による。

捕獲期間：随時

捕獲場所：農作物被害等が発生した地域

実施内容：被害防除対策を講じてもなお被害が継続する場合に、銃器による一斉捕獲を実施する。ただし、実施場所については、見通しの確保や周辺構造物の有無等を十分に考慮し、安全が確保された場合にのみ実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

イノシシ及びニホンジカの捕獲については、わなによる捕獲の難易度が比較的高く、遠距離からの銃器による捕獲も有効である。山間や沢沿いでの生息・活動が多くみられ、人家や集落から大きく離れた場所で捕獲活動を行う機会も多い獣種であることから、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、個体数調整捕獲においてライフル銃の使用を許可する。

なお、捕獲の時期や場所は、個体数調整捕獲の許可証及び従事者証に記載されているものに限る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	ニホンジカ、カワウ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	5年度	6年度	7年度	8年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	電気柵貸出事業	電気柵貸出事業	電気柵貸出事業	電気柵貸出事業
	本体 60器 延長 14,000m ※	本体 60器 延長 14,000m ※	本体 60器 延長 14,000m※	本体 60器 延長 14,000m※
<p>市の貸出事業による電気柵の設置・管理技術の習得後に、住民が集団や集落等で共同で電気柵を購入し導入する事例が多いことから、住民が電気柵を導入する際のきっかけとなるよう、上記の規模で貸出用在庫を整備していく。</p> <p>※電気柵は、同一の資材を使用した場合でも対象とする獣種により施工方法が異なるため、設置可能距離は獣種によって変動する。本計画では、イノシシ用(二段張り)に供した場合の距離換算で延長を整備していく。</p>				

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～8 年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ	<p>市電気柵貸出事業、市電気柵購入支援事業により、市内における電気柵の設置を推進していく。</p> <p>なお、電気柵は適切な設置及び維持管理によっ てはじめて効果が発揮されるものであるため、講習会の開催や設置マニュアル等の配布をとおし て、適切な電気柵の使用方法について普及啓発を 図っていく。</p>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

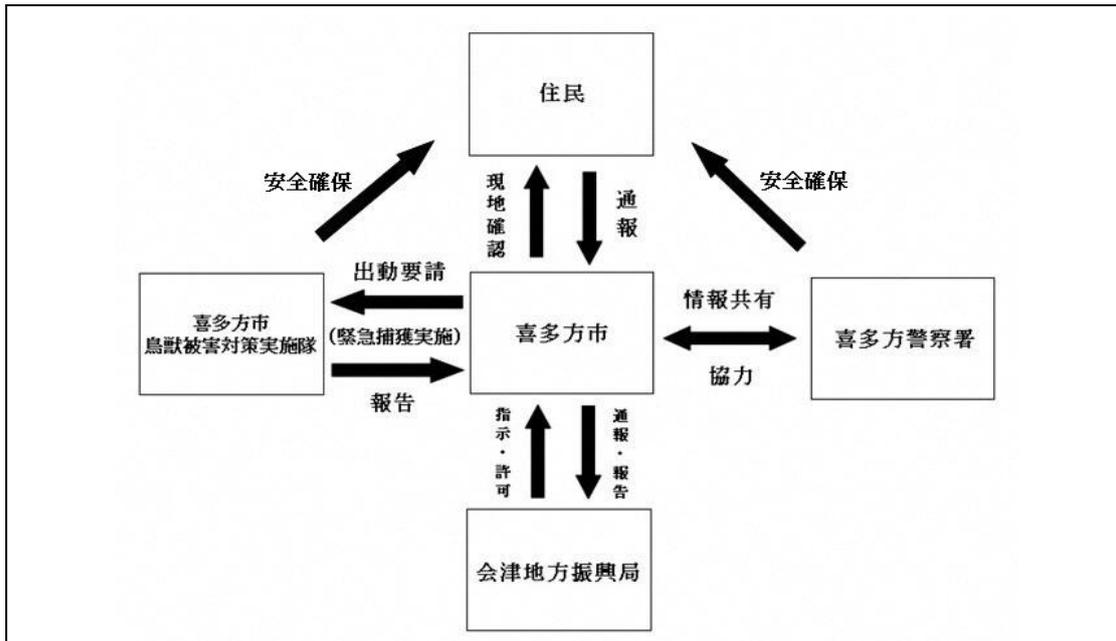
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5～6 年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カワウ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・市や県の支援事業を活用しながら未利用果樹等の伐採を推進し、鳥獣の出没しにくい集落環境の整備を図る。 ・地区の希望に応じて、被害防止のための講習会等を開催し、技術的指導を行うとともに、被害発生地区ごとに集落環境診断を実施し、集落ぐるみで行う対策実施にむけた合意形成や地区ごとの対策内容の検討、対策を実施する際の技術的助言など、地域住民が行う被害を未然に防止するための活動を支援していく。 ・地区（行政区）単位で対策実施前後の変化を継続的にモニタリングし、被害対策における順応的な管理のための基礎データを蓄積していく。
令和 7～8 年度	ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ カワウ カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5～6年度の取組を継続するとともに、これまでの取組を検証し、被害対策施策の改善を行う。また、被害が減少するなどの成果が表れた地区の事例を積極的に住民に周知し、同様の事例の水平展開を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
喜多方市市民部市民生活課	被害情報の収集と住民への注意喚起を行う。関係機関との連絡調整を行い、捕獲許可等の手続きを速やかに行う。
喜多方市鳥獣被害対策実施隊	喜多方市鳥獣被害防止計画に基づき被害対策を実施する。捕獲許可に基づき鳥獣の捕獲を実施する。
福島県会津地方振興局 (県民環境部)	鳥獣の保護管理に関する助言・指導を行う。捕獲許可権者が県知事である鳥獣種にあっては、その許可の可否の判断を行う。
喜多方警察署	住民への注意喚起を行う。緊急時にあっては、警職法第4条第1項に基づき実施隊に対して発砲命令を出す。

(2) 緊急時の連絡体制



※緊急時の具体的な対応内容は「市ツキノワグマ等市街地等出没緊急対応マニュアル」において定める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設及び焼却。ただし、必要がある場合にはモニタリング調査を目的とした発信機を装着のうえ放獣を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本市全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、当面の間は捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌学術研究等)	骨製品、角製品としての利活用の可能性を研究する為、必要に応じて捕獲個体の骨・角等の採取を行う。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
特定非営利活動法人おーでらす	野生鳥獣の生態、生息調査及び鳥獣被害対策に関する助言・指導等
福島県会津地方振興局 (県民環境部)	鳥獣の保護管理、狩猟に関する助言・指導等
福島県農業総合センター	野生鳥獣の生態、生息調査及び鳥獣被害対策に関する助言・指導等
福島県会津農林事務所 (農業振興普及部) (喜多方農業普及所) (森林林業部)	農作物等の鳥獣被害対策に関する助言・指導等 農地周辺環境整備としての森林管理・森林整備の手法についての助言・指導等
阿賀川非出資漁業協同組合	カワウ被害状況把握及び防止対策に関する助言・指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(一社) 福島県猟友会喜多方支部の会員から実施隊員として必要な経験・技術・体力を有した者を市長が任命する。

・実施隊定員 80 名
隊長 1 名、副隊長 1 名 (市民生活課長)、分隊長 7 名 (7 分隊構成)
事務局 喜多方市 市民部市民生活課 有害鳥獣対策室

※上記実施隊員以外にも、市民向けにわな設置補助者の講習を開催し、市民と実施隊との連携を図っている

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣の保護管理及び被害対策等を担う専門的知識・技術を有する職員の育成・確保を図るとともに、そのような職員の適切な配置に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会の名称	会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会
構成機関の名称	役割
喜多方市	野生鳥獣による被害防止対策を強化し、関係機関の連携のもと、包括的な被害防止対策の体制を構築し、農林水産業における被害軽減等を図る。
北塩原村	
磐梯町	
西会津町	
猪苗代町	
会津よつば農業協同組合 (あいづ東部営農経済センター) (喜多方営農経済センター)	
福島県農業共済組合 (会津支所)	

協議会の名称	会津地域鳥獣被害防止広域対策推進協議会
構成機関の名称	役割
会津若松市	関係機関の連携の下、ライフル・スラッグ弾射撃場の運営等を通して野生鳥獣による被害への防止対策を実施する。
喜多方市	
北塩原村	
磐梯町	
猪苗代町	
西会津町	
会津坂下町	
湯川村	
柳津町	
三島町	
金山町	
昭和村	
会津美里町	
下郷町	
檜枝岐村	
只見町	
南会津町	